

集団的自衛権と秘密保護法

戦争をさせないために

秘密は戦争のはじまり

戦争のための①情報統制と②戦争反対の声を封じる役割をはたす、秘密保護法。

そしていま、進められようとしている「集団的自衛権行使」容認の動き。

この国はどこへ突き進んでいるのか？

戦争をさせないために、いま私たちがすべきこと！

ふるってご参加を！

日時 2014年6月6日(金) 18:30~20:30

会場 愛知大学車道校舎コンベンションホール

(地下鉄桜通線「車道」駅1番出口 徒歩2分)

講師 中谷雄二 弁護士 (秘密保全法に反対する愛知の会 共同代表)

資料代 500円 (学生無料)

共催 特定秘密保護法に反対する愛知大学教職員有志
秘密保全法に反対する愛知の会

協賛団体大募集！

戦争させないぞ！というみなさん、集まれー！

下記メールかFAXにてお申し込みください。



お問い合わせ 秘密保全法に反対する愛知の会
【TEL】052-953-8052 【FAX】052-953-8050
【Eメール】no_himitsu@yahoo.co.jp
【ブログ】<http://nohimityu.exblog.jp>
【ツイッター】https://twitter.com/himitsu_control

集団的自衛権を容認する解釈壊憲に反対する抗議声明

安倍晋三首相は、本日夕方、本日提出された安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「安保法制懇」という。）による報告書を受けた記者会見を設定しています。同報告書は、現行憲法の下で集団的自衛権を行使することが可能だ、との解釈を示したもので、安倍首相の記者会見は、同報告書に基づいて、今後日本が集団的自衛権を発動できるような法整備をしていくことを宣言するものと伝えられています。

しかし、安保法制懇は、政府の諮問機関でさえなく、安倍首相の私的懇談会にすぎないばかりか、全メンバーがもともと集団的自衛権容認派で、集団的自衛権の行使を合憲というためだけに設けられた会議でしかありません。しかも構成メンバーの中に憲法学者は1人だけであり、専門家による憲法論などされていません。合憲だという結論だけが先にあり、なぜ、合憲なのかというまともな法律論は存在しません。合憲という根拠すら明示されていないのです。

集団的自衛権に関して政府は一貫して、「わが国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然です。しかしながら、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されないと考えています。」（防衛省 HP）という解釈をしてきました。憲法学界では、長年、政府解釈は日本国憲法の解釈として許されないとする立場が多数を占めてきました。そのような従来の政府解釈でも、自衛権として許されるのは、自国が攻撃された場合に限るとしてきたのです。他国が攻撃された場合に武力行使が認められるとする今回の集団的自衛権行使容認は、この政府自身が長年にわたり繰り返してきた解釈すらかなぐり捨てて、国会での議論も憲法改正手続もとらず、一政権の解釈で憲法9条の中心的意味を変更しようとするものです。これが憲法

によって権力の濫用を抑えるという立憲主義に反することは明らかです。

この問題は、戦後の日本の在り方を根本的に変えることに繋がります。しかし、報告書は、公海上で併走する米軍艦船が攻撃された場合の米艦船防衛や弾道ミサイルの迎撃など、軍事的にそのような事態が生じるのか、また技術的に可能か疑問とされているような事例を出してその必要性を説くだけで、この国をどうするかを正面から議論しようとしません。軍事的緊張の伝えられる周辺領土に関しては、米国によって紛争の種として曖昧なまま残されたという指摘がされています。日本が民主主義国であるならば、本当に今、集団的自衛権の行使を議論しなければならないのかも含め、全国民による冷静な論議こそ必要です。その上に立って、憲法をどうするのかという議論がされなければなりません。ところが、安倍内閣は、戦後政府がまがりなりにも守り続けてきた「専守防衛」を放り出し、憲法の制約や国民の懸念など無視して一路、戦争する国へと突き進んでいます。政権の思いのままに国の行く末を決め、その既定路線を突き進むために民主的な議論は一切排除し、憲法の規定さえ無視する手法は、昨年末、国内の多くの反対意見を無視して秘密保護法を強行採決したことと共通する、安倍政権の独裁主義的な特徴です。秘密保護法は、戦争する国にするための情報統制法です。同時に物言えぬ社会を作り出し、権力による監視国家・自由のない国家へと変え、戦争に反対する声を抑えようとするものです。憲法解釈をときの政権が自由自在に操るのならば、秘密保護法の適用範囲の拡大と濫用に対する懸念は、一層強まったと言わなければなりません。

私たちは、秘密保護法の廃止を求めます。同時に、憲法を無視し、剥き出しの権力によって憲法を蹂躪しようという動きに強く抗議します。そして文字通り憲法の危機を迎えている現在、憲法破壊を阻止するために、多くの人々に、ともに立ち上がることを呼びかけます。

秘密保全法に反対する愛知の会

共同代表 中谷 雄二・本 秀紀

460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9 杉山マンション丸の内第2 303 全国市民オンブズマン連絡会議内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

no_himitsu@yahoo.co.jp

<http://nohimityu.exblog.jp/>

https://twitter.com/himitsu_control

6月6日講演会 協賛団体（6月4日現在）

東海9条連／国民救援会愛知県本部／愛知県労働組合総連合／日本ジャーナリスト会議東海／愛知大学九条の会／平和・民主・革新の日本をめざす愛知の会／市政改革とよた市民の会／導水路はいらない！愛知の会／東海民衆センター／愛知視覚障害者協議会／不戦へのネットワーク／愛知県保険医協会／東海地域法律関連労働組合／自由法曹団愛知支部／青法協あいち／名古屋共同法律事務所／愛知県平和委員会／名古屋YWCA／ユニオンと連帯する市民の会／ユニオン学校／西三河働く者のくらし・健康ネットワーク／未来につなげる・東海ネット／DAYS JAPAN サポーターズクラブ in 名古屋／愛知県高等学校教職員組合／住基ネット反対運動を進める会・東海／全トヨタ労働組合／NPO愛知働く者の健康センター／アスベスト対策愛知連絡会／第9条の会なごや／秘密保護法廃止を求める大府連絡会／戸笠九条の会／〈ノーモア南京〉名古屋の会／憲法9条をまもる瀬戸の会／安保破棄愛知県実行委員会／愛高教退職者の会／ワーキング・ウーマン 男女差別をなくす愛知連絡会／名古屋第一法律事務所／緑オリーブ法律事務所／ひしの九条の会／プライベート9条の会／やめよう死刑も戦争も9条の会／弁護士法人名古屋北法律事務所／河村市長「南京虐殺」発言を撤回させる会／旧日本軍による性的被害女性を支える会／春日井九条の会／愛知宗教者平和の会／愛知県弁護士会／あいち沖縄会議／戦争をさせない1000人委員会あいち／メディアリテラシー倶楽部／大脇雅子法律事務所／金山総合法律事務所／名古屋市立高等学校職員組合／名古屋水道労働組合／立憲フォーラムあいち／全港湾東海地方名古屋支部／弁護士法人 南部法律事務所

戦争をさせないために 集団的自衛権と秘密保護法に反対する 大集会 & デモ

日時 6月20日（金）

18：30～集会

19：00～デモ出発

場所 若宮大通公園

（地下鉄名城線矢場町駅4番出口南西～時計台の西）

主催：秘密保全法に反対する愛知の会

【TEL】 052-953-8052

【FAX】 052-953-8050

【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp

ブログ <http://nohimityu.exblog.jp/>

ツイッター https://twitter.com/himitsu_control

6・20 デモの協賛団体も、大募集！